

議案第28号

石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する
条例の臨時特例に関する条例を制定することについて

石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時
特例に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第
67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月24日 提出

石岡市長 今泉文彦

提案理由

財政状況等を鑑み、教育長の給料月額を減ずるため。

改正要綱

教育長の給料月額を平成27年4月から平成28年3月までの間、20パ
ーセント減ずることとするもの。

石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の
臨時特例に関する条例

石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成17年石岡市条例第54号）第1条第2項に規定する教育長の給料月額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、当該金額から20パーセントを減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。